

多様な住まいと住まい方の実現

はじめに



はじめに

1 計画策定の背景

本県の人口は平成27年にピークを迎え、世帯数は平成37年まで緩やかに増加したのち減少に転じると予想されており、今後、本格的な人口減少時代を迎えることとなります。

また、全国的にも低い合計特殊出生率（平成27年（概数）／全国第41位）であることに加え、平成37年には本県を支えてきた団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる（2025年問題）など、県民とその住まいに直接大きな影響を与える重大な転換期を迎えます。

このような中、国は、少子高齢化と人口減少が住宅政策上の諸問題の根本的な要因とし、住生活基本法の基本理念に基づき住政策の方向性を国民に分かりやすく示すことを基本的な方針として、住生活基本計画（全国計画）の見直しを行いました。

こうした住宅を取り巻く社会環境や国の動向などに対応するため、本県の今後の住宅政策の基本的方向を示す「埼玉県住生活基本計画」を定めるものです。

2 計画の目的と位置付け

この計画は、県民の健康で文化的な生活にとって不可欠な基盤である住宅について、良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住の安定の確保など、住生活基本法に掲げられた基本理念を実現するための計画です。今後の住宅政策の主要なテーマである「多様な住まいと住まい方の実現」を目指した施策を推進するために策定するもので、本県の住宅政策を展開する上で基本となります。

また、本計画は住生活基本法第17条第1項に基づき「住生活基本計画（全国計画）」に即して策定する都道府県計画であり、市町村が住まいに関する計画などを策定する際に参考となるものです。

3 計画の期間

この計画の計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。今後の社会経済情勢及び施策の効果に対する評価を踏まえ、概ね5年後に見直しを行います。

